

弥彦村移住・就業等支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日

要綱第15号

弥彦村移住・就業等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 弥彦村への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う弥彦村移住・就業等支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から弥彦村に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。当該移住支援金の交付については、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象者)

第2条 弥彦村移住・就業等支援事業補助金の交付対象となる者は、申請時において①の要件を満たす者のうち、②、③、④または⑤の要件を満たす就業または起業をした者とする。

① 移住に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）および（ウ）に該当すること。

（ア） 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

（イ） 移住に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 弥彦村に住民票を移して令和4年4月1日以降に転入したこと。
- b 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- c 移住支援金の申請日から5年以上弥彦村に継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、または外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他新潟県又は弥彦村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就業に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業し、移住支援金の申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記(イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

④ 本事業における関係人口に関する要件

移住時点の年齢が45歳以下で、次に掲げる事項に該当すること。

- (ア) 移住する前年以前に2回以上弥彦村にふるさと納税をしたことがあり、かつ移住する前に弥彦村への来訪経験がある者

⑤ 起業に関する要件

1年以内に新潟県が要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は別表のとおりとする。なお、2人以上の世帯とは、①の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身の場合として取り扱う。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき別表の額を加算する。

① 2人以上の世帯に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和4年4月1日以降に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金申請者は、弥彦村移住・就業等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号)、本人確認書類、第2条の①および②、③、④または⑤に該当することを証する書類、2人以上の世帯においては第3条の①に該当することを証する書類を提出しなければならない。

(移住支援金の支払い)

第5条 村長は、第4条の申請が第2条の①から⑤および第3条の①の要件を満たしていると認められるときは、交付決定通知書(様式第3号)を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(移住支援金の返還)

第6条 村長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額または半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして、弥彦村と新潟県が協議し、認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等を行っていた場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に弥彦村から転出した場合

(ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に弥彦村から転出した場合

(状況の調査)

第7条 村長は、必要があると認めるときは、移住支援金の支給を受けた者に対し、報告および立入調査を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、新潟県と協議し、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年2月6日要綱第1号)

この要綱は、令和2年2月6日から実施する。ただし、実施後の弥彦村移住・就業等支援事業補助金交付要綱第2条①(ア)の規定は、この要綱実施日以後に転入した者に適用し、この要綱実施日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則(令和2年5月14日要綱第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年5月19日要綱第21号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年4月1日要綱第41号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日要綱第15号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表 弥彦村移住・就業等支援事業補助金 金額一覧表

条件	移住支援金額
2人以上の世帯の場合	1,000千円
単身世帯の場合	600千円
18歳未満の者一人につき	1,000千円